

訪問看護ステーションくろかみ

運 営 規 程

訪問看護ステーションくろかみ運営規程

(運営主体・名称・所在地)

第1条 社団法人新見医師会は、訪問看護事業を行うため、訪問看護ステーションくろかみ（以下ステーションという）を設け運営する。

このステーションの事務所は、岡山県新見市高尾2306番地5に置く。

(目的)

第2条 ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護の必要を認めた在宅療養者及び在宅老人に対し生活の質の確保と、全体的日常生活における活動能力の維持回復を図り住みなれた地域社会や家庭において療養が出来るよう訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービス（以下「訪問看護サービス」という。）を行うことを目的とする。

(法令の遵守)

第3条 国が定める指定（老人）訪問看護事業に関する法令の基準を遵守する。

(秘密の厳守)

第4条 訪問看護に関して個人の知り得た業務上の秘密は、他人に漏らしてはならない。

(職員の構成)

第5条 当ステーションを円滑に運営するため次の職員を置く。

(1) 管理者 1名

①管理者は、訪問看護を行うための、必要な知識や技術を有する保健師又は、看護師を持ってあてる。

②管理者は、その他の職員の指揮監督をするほか訪問看護事業を円滑に実施できるような業務管理を行う。

③管理者は、訪問看護職員の勤務表・研修計画、訪問看護用品の衛生管理、主治医、関係機関及び在宅ケア・サービス提供施設との連携を密に図る。

④管理者は訪問看護に関する県の講習会を修了したものをあてる。ただし、講習会を修了していない場合は、時期をみて受講するものとする。

(2) 看護師等

看護師 3名以上

理学療法士・作業療法士 非常勤1名以上

①訪問看護師は訪問看護サービスの提供、看護計画・記録・報告書の作成、そのほか看護用品の整備等を行う。

訪問看護師については業務の状況に応じて増減する。但し国が定める人員の基準は下回らない。

(営業内容)

第6条 営業日、営業時間及びサービスの内容は次の通りとする。

- (1) 営業日：日曜日、国民の祝日及び12月31日～1月3日を除く毎日
- (2) 営業時間：午前8時～午後5時（土曜日は午前8時～午後0時）
- (3) 電話等により、24時間常時対応が可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

第7条 訪問看護の内容は次の通りとする。

- (1) 療養環境の整備指導
- (2) 病状の観察
- (3) 身体の清拭・洗髪・入浴等の保清
- (4) 食事・排泄の介助
- (5) 褥創の処置
- (6) リハビリテーション
- (7) 家族への介護指導
- (8) 体位変換
- (9) 主治医と密接な連携指示のもとに特別な医療処置等を必要とする（経管栄養（胃ろうを含む）・中心静脈栄養法・点滴、静脈注射・膀胱留置カテーテル・腎ろう、膀胱ろう・在宅酸素療法・人工呼吸療法・在宅自己腹膜灌流・人工肛門・人工膀胱・気管カニューレ・吸引・麻薬を用いた疼痛管理等）管理
- (10) その他の看護

(利用料及びその他の費用の額)

第8条 利用料は厚生大臣が定める基準によるものとし、訪問看護ステーションくろかみが提供するサービスが法定代理受領サービスであるときは、市区町村が発行する介護保険負担割合証に記載された負担割合によって支払いを受ける。尚、法定代理受領に該当しないものについては10割の支払いを受ける。また、医療保険各法に定める一部負担金を徴収するものとする。
その他の費用の額は、別紙の通りとする。

(通常の実業の実施地域)

第9条 通常の実業の実施地域は、原則として新見市の区域とする。

(訪問看護の実施方法)

第10条 主治医からの訪問看護指示書及び利用者の申込書に基づき訪問看護計画を立てる。

2 訪問看護の申込みがあっても、遠距離・訪問看護職員の不足等により訪問看護の提供が困難な場合はすみやかに主治医及び利用者に連絡し、他の訪問看護施設を紹介するなど適当な措置を講ずるものとする。

3 訪問看護のサービス開始にあたっては、利用者に本規程を提示し同意を得た後に行うこととする。

(緊急時の対応)

第11条 利用者に緊急事態が発生した場合は、すみやかに主治医に連絡しその指示を仰ぐものとする。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 看護師等は前項の処置をした場合は、管理者及び主治医に遅滞なく報告しなければならない。

(苦情処理)

第12条 事業者は、利用者に提供した訪問看護サービスについて、利用者または利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速・適切に対処し、サービスの向上・改善に努めるものとする。

2 事業者は、利用者が苦情の申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いをしてはならない。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第13条 事業者は、利用者等の人権擁護・虐待の防止観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施当必要な措置を講じる。

(記録保存)

第14条 訪問看護業務の記録書は次のとおりとする。

- ①事業計画書 ②訪問看護指示書 ③訪問看護計画書
- ④訪問看護報告書 ⑤訪問看護記録書〔Ⅰ〕〔Ⅱ〕 ⑥訪問看護情報提供書
- ⑦その他必要な記録書

2 訪問看護職員の管理記録は次のとおりとする。

- ①職員配置表 ②勤務割表 ③その他必要な管理帳表

3 訪問看護業務に必要な書類、記録等は整備し5年間保管する。

(職員の研修)

第15条 当ステーションの職員に必要な研修を行わせる。

(経理)

第16条 ステーションの経費は、介護給付費、介護予防給付費、訪問看護療養費、利用料、寄付金、その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第17条 会計年度は毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 訪問看護ステーション(介護予防訪問看護ステーション)に関連する政省令、岡山県条例、新見市条例及び通知並びに本運営規定に定めのない、運営に関する重要事項については、別に定める。

(改定手続)

第19条 本規程の改定については、新見医師会理事会の承認を得て、所定の手続きを行う。

(附 則)

- 1 この規程は平成10年4月1日から施行する。
- 2 この規程は平成12年4月1日から改正施行する。
- 3 この規程は平成13年3月1日から改正施行する。
- 4 この規程は平成13年5月9日から改正施行する。
- 5 この規程は平成14年7月1日から改正施行する。
- 6 この規程は平成15年6月1日から改正施行する。
- 7 この規程は平成15年11月18日から改正施行する。
- 8 この規程は平成17年3月31日から改正施行する。
- 9 この規程は平成19年9月20日から改正施行する。
- 10 この規程は平成21年4月1日から改正施行する。
- 11 この規程は平成27年4月1日から改正施行する。
- 12 この規程は平成30年12月1日から改正施行する。
- 13 この規程は令和3年4月1日から改正施行する。